

審 査 基 準

基準の名称	法定外公共用財産の使用許可等について	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
徳島県法定外公共用財産管理 条例施行規則	第2条、第5条	法定外公共用財産の使用等の許可及び 使用等の変更の許可
基 準 の 内 容		
<p>徳島県が管理する法定外公共用財産を使用又は産出物を採取する場合には、許可を受けることが必要です。(原則として、使用料が必要となります。)また、許可事項を変更する場合も同様です。</p>		
<p>国有財産法(昭和23年法律第73号)</p> <p>第18条</p> <p>6 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。</p>		
<p>徳島県法定外公共用財産管理条例(平成12年徳島県条例第48号)</p> <p>第2条</p> <p>この条例において「法定外公共用財産」とは、国有財産法第3条第2項第2号に規定する公共用財産のうち、国土交通省の所管に属し、かつ、県が管理するもので、道路法、海岸法、河川法その他の法律が適用されないものをいう。</p> <p>第3条</p> <p>法定外公共用財産を使用し、又は法定外公共用財産である土地において産出物を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p>		
<p>徳島県法定外公共用財産管理条例施行規則(平成12年徳島県規則第73号)</p> <p>第2条</p> <p>条例第3条第1項の知事の許可を受けようとする者は、許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が理由があると認める場合は、その一部を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 位置図 2 実測平面図 3 横断図 4 求積図又は数量計算書 5 境界確定書の写し 6 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し 7 利害関係者の同意書 8 その他知事が必要と認める書類 <p>第5条</p> <p>許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更許可申請書(様式第3号)に許可書の写し、変更内容を明らかにした書類その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。</p>		

I 使用

1 許可の手続

許可を受ける手続については、一般的には次のとおりです。許可を受けようとする場合には、事前に該当公共用財産の所在する区域を所管する県土整備部（東部県土整備局、各総合県民局）の担当者に対し、使用しようとする目的・内容などを説明し、手続の確認をしてください。



2 審査基準

審査に当たっては、次の基準に適合しているかどうかを総合的に審査し、許可することとしています。

(1) 使用目的が次のいずれかに該当していること。

- ア 電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設の敷地の用に供するとき
- イ 通路、材料置場、乾場、船場場、その他これらに類する施設の敷地の用に供するとき
- ウ 一時的に設置する駐車場、休憩場、遊技場、露店、商品置場その他これらに類する施設の敷地の用に供するとき
- エ 農地又は採草放牧地の用に供するとき
- オ 土石（砂を含む。）を採取するとき
- カ 前各号に掲げる場合のほか、公衆の利便に供する必要がある、又は特にやむを得ないと認められるとき

(2) 使用の様態が、当該公共用財産の用途又は目的を阻害しないこと。

(3) 使用のために設置される施設の構造が、当該公共用財産の用途又は目的を阻害するものではなく、当該公共用財産及び当該施設の利用者等に対する安全が十分確保されていること。

(4) 使用しようとする部分は、その目的からして最小限のものであること。

(5) 使用しようとする公共用財産の用途廃止が著しく困難であること。

(6) 使用につき利害関係人があるときは、利害関係人の同意を得ていること。

(7) その他、当該公共用財産の管理上支障がないと認められること。

3 標準処理期間（許可に要する期間）

許可に要する期間は、概ね40日程度です。ただし、関係機関との協議を要する場合、及び年末・年始、年度末の場合等には、更に日時を要する場合があります。

4 その他

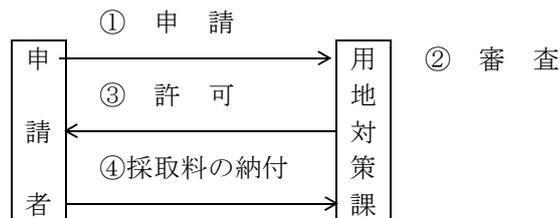
(1) 許可を受けた場合には、許可内容や条件などをよく読んで、許可内容や条件に反する使用を行わないよう、十分注意してください。

(2) 道路法(国道、県道、市町村道)、河川法(一級河川、二級河川、準用河川)、海岸法(海岸保全区域)、港湾法(港湾区域)その他の法律の適用を受けるものについての許可は、担当課が異なりますから御確認ください。

II 産出物の採取

1 許可の手続

許可を受ける手続については、一般的には次のとおりです。許可を受けようとする場合には、事前に県土整備部の用地対策課の担当者に対し、「法定外公共用財産である土地において産出物を採取」（以下、「産出物の採取」という。）をしようとする目的・内容などを説明し、手続の確認をしてください。



2 審査基準

審査に当たっては、次の基準に適合しているかどうかを総合的に審査し、許可することとしています。

- (1) 申請内容が妥当であるとともに、「産出物の採取」について、関係法令等の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性や透明性が確保されていること。
- (2) 「産出物の採取」につき利害関係人があるときは、利害関係人の同意を得ていること。
- (3) 「産出物の採取」の量は、その目的からして最小限のものであること。
- (4) 「産出物の採取」のために設置又は使用する施設の構造が、当該公共用財産の用途又は目的を阻害するものではなく当該公共用財産及び当該施設の利用者等に対する安全が十分確保されていること。
- (5) 申請内容が公共施設や他の許可対象物などを損傷し、又は周辺海域に著しい汚濁を生じさせたり、その他管理上の支障を与えることがないこと。

3 標準処理期間(許可に要する期間)

許可に要する期間は、概ね40日程度です。ただし、関係機関との協議を要する場合、及び年末・年始、年度末の場合等には、更に日時を要する場合があります。

4 その他

- (1) 許可を受けた場合には、許可内容や条件などをよく読んで、許可内容や条件に反する「産出物の採取」を行わないよう、十分注意してください。
- (2) 道路法(国道、県道、市町村道)、河川法(一級河川、二級河川、準用河川)、海岸法(海岸保全区域)、港湾法(港湾区域)その他の法律の適用を受けるものについての許可は、担当課が異なりますから御確認ください。